

全社民発第 212 号
令和 2 年 10 月 15 日

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会会長 殿

全国民生委員児童委員連合会
会長 得能金市

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の「改正」に伴う対応への協力について（ご依頼）

本会事業の推進に日ごろよりご協力くださり深謝申し上げます。

令和元年 10 月 1 日より開始された「年金生活者支援給付金」制度は、同年 8 月に厚生労働省より、周知等可能な範囲での民生委員・児童委員の協力の依頼があり、同 9 月 9 日付で本会より対応をお願いしました（「2. 参考」参照）。

今般給付金法等の改正があり、厚生労働省より本会を通して民生委員・児童委員の皆様
に、引き続き可能な範囲での協力依頼がありました。

つきましては、地域でのお声かけや情報提供、支給対象者へのサポートなど、昨年度同様、可能な範囲でご協力くださるよう、貴管内市区町村民児協等への周知方お願い申し上げます。

記

1. 添付資料

- (1) 厚生労働省課長通知（全民児連あて）
- (2) 通知の別添資料 1～3（送付物の見本）

(1)(2)は本文書とともに本会ホームページに掲載します。

2. 参考

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応への協力について」
(令和元年 9 月 9 日、全民児連) <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/20190909/>
全民児連HP [ホーム](#) > お知らせ(一覧を見る) > 全民児連からのお知らせ > 2019.09.09

本件に関するお問い合わせ

全国民生委員児童委員連合会 事務局（全国社会福祉協議会民生部内）

TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748 z-minsei@shakyo.or.jp